一般社団法人 金融先物取引業協会

## 会員に対する処分について

本協会は、本日、本協会の会員に対し、下記のとおり定款第19条第1項に基づく処分を行いました。

記

- 1. 処分を受けた協会員名 FXCMジャパン証券株式会社
- 2. 処分内容
  過怠金1,200万円の賦課
- 3. 処分理由
- (1) 業務運営に関し重大な問題が認められる状況

同社はインターネットを経由した通貨関連店頭デリバティブ取引(以下「FX取引」という。)を主たる業務としており、外部委託先である Forex Capital Markets, LLC(同社の米国籍のグループ会社。以下「キャピタル社」という。)が提供するシステム(以下「FXシステム」という。)を使用して業務を行っている。

① システムの管理及び運用状況に重大な問題が認められる状況

同社は、システム障害発生時に必要な対応手順及び手段を具体的に定めておらず、また、 FXシステムの管理及び運用についても、金融商品取引業者として、その業務の根幹をなす FXシステムの基本的な内容すら把握していない状況にあった。

更に、同社では、本来約定すべきレートと異なるレートで約定が成立するなどのシステム障害を含む様々なシステム上の問題(以下「システム上の諸問題」という。)が繰り返し発生しており、このなかには発生原因が把握されていないものも認められた。同社は、こうしたシステム障害への対応について、キャピタル社の調査結果をそのまま受け入れるのみであり、システム障害が顧客に与える影響や発生原因について主体的に調査・検証を行っていないなどの状況にあった。

したがって、同社では、今後も同様のシステム上の諸問題が発生する可能性が十分にあり、 顧客取引に影響を与えかねない状況となっているものと認められた。更に、同社において重 大なシステム上の諸問題が発生した場合、同社では適切に対応することは困難な状況となっているものと認められた。

このような状況からみて、同社は、その業務の根幹をなすFXシステムについて基本的な内容すら把握しておらず、システム上の諸問題についても、同社には主体的に原因究明等を行う姿勢が認められず、今後、同社において重大なシステム上の諸問題が発生した場合、同社で適切に対応することは困難な状況にあるなど、同社のシステム管理及び運用の状況

には重大な問題があると認められた。

従って、上記の点については、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第40条第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「業府令」という。)第123条第1項第14号に該当することにより同法に違反しており、定款第19条第3号に該当すると認められる。

## ② 顧客対応が杜撰な状況

上記のとおり、同社においては、システム上の諸問題が繰り返し発生しているが、同社は、システム上の諸問題に係る顧客対応について、顧客からの照会・苦情があったものについてのみ対応し、他の関係する顧客に対しては必要な対応を取っていない事例が認められた。

また、同社のFX取引のカバー先でもあるキャピタル社が、FX取引において発生したスリッページに関し不当な取り扱いを行ったとして米国内で処分を受けたが、同社は、その影響が同社顧客へも及んでいるにも関わらず、同社の責任につき問題意識を持つことなく、特段の顧客対応を取っていない。

このように、同社は、システム上の諸問題等に伴う顧客対応について主体的に取り組んでおらず、関係する顧客に対し必要な対応を取っていないものが多数認められ、本来であれば訂正処理等を行うべき顧客取引を放置しているなどの状況が認められた。

このような状況は、同社が、システム上の諸問題等に伴う顧客対応について主体的に取り組んでいないと認められ、加えて、FX取引において発生したスリッページに関し不当な取り扱いを行ったとして、米国内でキャピタル社が処分を受けているにもかかわらず、その影響が及んでいる同社の顧客に対しても、同社の責任につき問題意識を持つことなく、特段の対応を取っていないと認められた。

これに対しては、金商法第51条に規定する内閣総理大臣の業務改善命令が出され、かつ、 当該命令には、顧客に対し補てんを行うことが含まれており、この結果、著しく多数の件数の 補てんが行われた。

以上のような状況から、同社の顧客対応は極めて杜撰であり、当協会の目的に重大な背 反があることから、定款第19条第4号に該当すると認められる。

(2) 顧客に必要証拠金の不足額を預託させることなく、FX取引に係る契約を継続する行為 同社は、平成23年8月1日から関東財務局の検査基準日(同年11月16日)までの間に、営業 日ごとの一定の時刻におけるFX取引に係る預託証拠金額が取引に必要な預託額を下回って いる顧客について、合理的な期間を超えても追加証拠金の入金等がないまま取引を継続させ ている事例が55顧客、57件認められた。

このことから、金商法第38条第7号に基づく業府令第117条第1項第28号に該当することにより同法に違反しており、定款第19条第3号に該当すると認められる。

以上より、同社の行った違反行為は、定款第19条第1項第3号の「法令若しくは法令に基づく 処分若しくは本協会の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をしたとき」、及び同条第4号の「その他本協会の名誉をき損し、又は本協会の目的に反する行為をしたとき」の規定に該当すると認められること。

## 4. その他

本処分と併せて、同日付で、定款第16条に基づき、法令、諸規則の遵守及び内部管理体制の充実、強化を徹底するよう勧告を行いました。